

作業計画・工事車両

■作業日・作業時間

月曜日から土曜日（祝日を含む）までの午前8時から午後5時まで（工事のための出入り、準備、後片付けを除く）とし、原則として、日曜日及び年末年始は、作業を行わない日とします。ただし、次の作業は例外として行う場合があります。

- ・施設への機器搬入を行う際、一般車両や収集車両等の交通を妨げる恐れのある場合
- ・道路交通法上やむを得ない特殊車両（大型クレーン車両・機器搬入車両・産業廃棄物搬出車両）の出入りする場合
- ・予期せぬ事情等により、工事を急ぐ必要がある場合

■工事車両（計画台数）

- ・工事搬入車両台数 最大10台/日

■工事車両搬入ルート

※ 通学時間帯を避けて通行いたします。



工事期間中のお願い

本工事は、3炉ある焼却炉を1炉ずつ改修し、残りの2炉でごみ処理を継続しますが、各炉に共通する設備の工事では、すべての炉を停止する必要があります。この期間につきましては、南清掃工場でごみを処理することができなくなるため、南清掃工場へ搬入するごみの一部を計画的に北清掃工場へ搬送替えして焼却いたします。

燃やすしかないごみ（一般ごみ）は、これまでどおり、資源・ごみ集積場所へお出しいただけますが、一部の地域で、収集時間が通常より前後する場合があります※。御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

※ 収集時間が通常より前後する期間

令和9年～令和11年の 各5月～10月

【お問合せ先】 相模原市役所 清掃施設課
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
TEL 042-769-8246（直通）
FAX 042-769-4445

ごみの減量化・資源化にご協力いただきありがとうございます



このパンフレットは再生紙を使用しています

南清掃工場基幹的設備 改良工事の概要



© 分別戦隊シゲンジャー銀河 相模原市

SAGAMission
～分ければ資源、混ぜたらごみ～

相模原市



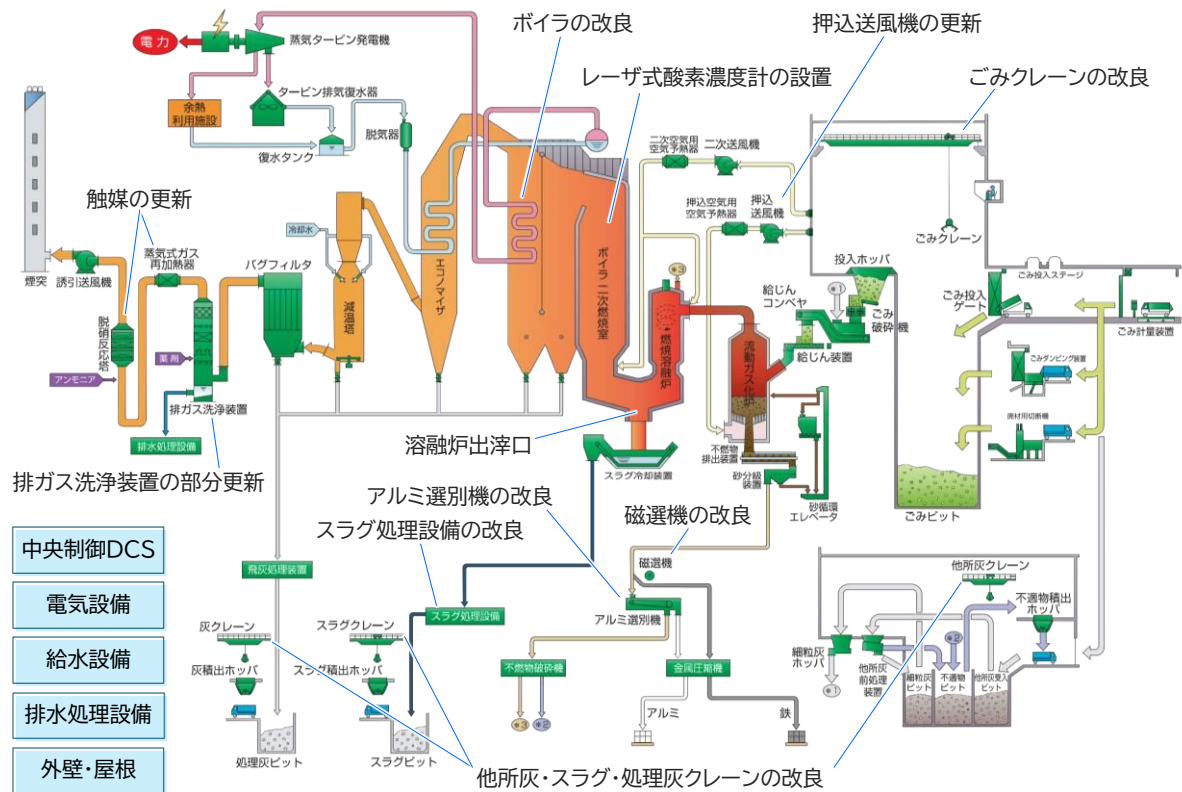
工事概要

南清掃工場は平成22年3月の稼働開始以来、15年以上が経過し、焼却炉をはじめとした設備・機器類の経年劣化が進行しています。

工事は、施設の安全性および安定稼働を将来にわたり確保することを目的として、基幹的設備の改良・更新を実施するものです。また、本工事を行うことにより施設の稼働期間を令和26年度まで延命化するとともに、省エネルギー化や高効率化を図ることで、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減を実現し、循環型社会の形成および脱炭素社会の推進に寄与するものです。

- 工 事 名 南清掃工場基幹的設備改良工事
- 工 事 場 所 神奈川県相模原市南区麻溝台 1524-1
- プ ラ ン ト 流動床式ガス化溶融炉
- 525 t／日（175 t／日×3炉） 24時間稼働
- 工 事 期 間 令和8年9月30日～令和12年3月31日（4か年）
- 受 注 者 株式会社神鋼環境ソリューション

主な工事内容



CO₂排出量削減のための改良工事

- CO₂を3%以上削減します。
- ・高効率電動機や省エネルギー型機器の採用により、電力使用量を削減します。
 - ・低温触媒への更新により、排ガス再加熱用の蒸気使用量を削減し、発電量を増加させます。

老朽化対策のための改良工事

- ・排ガス処理設備や排水処理設備の樹脂製タンクや樹脂製配管を更新します。
- ・電気設備（電気ケーブル、電気盤）を更新します。
- ・外壁や屋根のシーリングを再施工します。

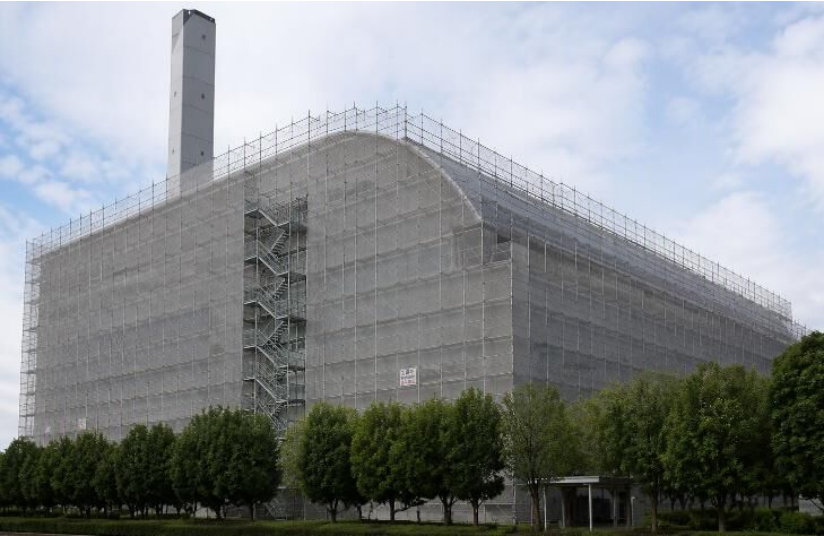
工事工程

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施設計	10月 3月	6月 10月	6月 10月	6月 10月
現場事務所 設置・解体工事	設置			解体
ごみ焼却施設	1号炉	4月 10月		
	2号炉		4月 10月	
	3号炉			4月 10月
工事用クレーン 使用期間				
外壁補修工事			8月	10月

■ 設計・工事期間 ■ 全停止期間

工事中の安全・環境対策

- 安全対策
 - ・工場敷地内では、歩行者・ごみ搬入車両・工事車両の動線を明確に区分し、必要箇所への交通整理員の配置等により、災害や事故の防止を徹底します。
 - ・工事関係車両は交通法規を遵守し、危険予知活動および安全教育を実施することで、安全運転の徹底と交通事故ゼロを目指します。
- 騒音・振動対策
 - ・低騒音・低振動型建設機械を使用するとともに、作業内容や施工時間に配慮し、周辺環境への影響を最小限に抑えるよう努めます。
- 排ガス対策
 - ・可能な限り排ガス対策型の建設機械を使用します。
 - ・工場敷地内に待機中の工事車両は、アイドリングストップを徹底します。
- 粉じん対策
 - ・粉じんが発生する作業は、適宜散水等の必要な措置を行い、粉じんの発生を抑制します。
 - ・労働安全衛生法及び大気汚染防止法の対象となる作業については、適切な養生に加えて、作業エリアを負圧に保つことにより外部への漏洩を防止します。



外部足場図（イメージ図）